

大学共同利用機関法人自然科学研究機構懲戒審査委員会規則

平成17年1月13日

自機規則第 7号

最終改正 令和4年 9月15日

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程（平成16年自機規程第40号）第4条第5項に規定する懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営については、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、機構長の附議に基づき、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 懲戒処分の要否
- 二 懲戒処分の量定
- 三 その他懲戒処分の審査に関し、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 機構長
- 二 理事
- 三 副機構長

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、機構長とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局人事労務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が

別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 15 日改正）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。